

主な感染拡大防止対策について

令和5年1月27日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

要請期間	令和4年9月15日から当面の間 イベントの開催制限の目安等については、令和5年1月27日から適用	
県民の皆様へ	基本的感染対策について	<ul style="list-style-type: none"> ● 室内の定期的な「換気」、「3つの密」の回避など基本的な感染対策を徹底 ● 風邪症状等、体調不良が見られる場合は、受診以外は外出を控える
	外出について	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と同居する家族等は、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を避ける
	飲食について	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食時の大声や長時間の回避、会話する際はマスクを着用 ● 認証店・確認店の利用を
	ワクチン接種について	<ul style="list-style-type: none"> ● 年代や接種回数などに応じて、速やかなワクチン接種を検討
	受診について	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急外来及び救急車は、適切に利用を ● 症状が軽く、65歳未満で基礎疾患がないなど重症化リスクの低い方は、発熱外来の受診に代えて、検査キットを用いて検査をし、陽性者登録センターやオンライン診療の利用を検討
	検査について	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染不安を抱える無症状の方を対象とした無料検査事業については、当面の間、実施【特措法第24条第9項】
事業者の皆様へ	<ul style="list-style-type: none"> ● 業種別ガイドラインを遵守【特措法第24条第9項】 ● 職場復帰に当たり、療養証明・陰性証明等を求めない【特措法第24条第9項】 	
イベント主催者等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントの実施に当たっては、「感染防止安全計画」や「感染防止対策チェックリスト」により、感染防止対策を講じて実施【特措法第24条第9項】 <p>【収容率・人数上限の目安】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合 人数上限：収容定員まで ② ①以外の場合 収容率上限：100% かつ 人数上限：5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方 	